

報道資料

2024年6月11日

NHK

未契約世帯に対する受信契約・受信料および割増金の支払いを求める
民事訴訟の判決について

2024年3月21日に大阪府内の5世帯に対して、受信契約・受信料および割増金の支払いを求める民事訴訟を提起し、このうち1世帯について、5月28日、大阪簡易裁判所でNHKの請求を認める判決が言い渡されました。

この判決では、受信料(74,400円)のほかに割増金制度導入後の2023年4月以降の期間についての割増金(42,240円)の請求が認められました。

なお、残りの4件は契約締結および受信料のお支払いに応じていただけたため、1件は裁判上の和解、3件は取下げにより終了しました。

【NHKコメント】

今後も、受信契約についての理解を得るために最大限努力するとともに、割増金制度の適切な運用に努め、受信料を公平に負担していただくための取り組みをすすめてまいります。

【判決に至る経緯】

◆本件世帯に対しては、契約締結をお願いする文書の送付や電話・訪問などにより誠心誠意説明し丁寧な対応を重ねてまいりましたが、契約締結に応じていただけなかつたために、やむを得ず最後の手段として、割増金の請求を含む民事訴訟を提起し、判決に至りました。

◆NHKでは、受信機を設置しているにもかかわらず、受信契約を結んでいただけていない世帯や事業所に対し、NHKの公共的価値や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけなかつた場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、最後の手段として、法的手続きをとることとしています。

◆割増金の運用については、国会の附帯決議でも、受信契約についての理解を得るために最大限努力しつつ、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこととされています。こうしたことから、今後も対象となる事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用してまいります。